

## 大阪府監査委員告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年8月31日

大阪府監査委員 大西 寛文  
同 山本 浩二  
同 岸本 佳浩  
同 森田 秀朗  
同 土井 達也

### 指摘事項に対する措置

（住居手当の認定について）

監査対象機関名	大阪府総務部（人事室）	
監査実施年月日	委員 平成24年8月1日 事務局 平成24年6月19日から同年8月3日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>住居手当の支給対象外の職員に対して、手当が支給されている事案があった。支給額の返還請求を検討するとともに、同様の事案がないことを再度確認する必要がある。</p> <p>また、親族等が所有している住宅を借り受ける場合（親子間賃貸）の住居手当の認定時の確認については十分に点検されたい。</p>	<p>1 支給額の返還請求の検討について 指摘を受けた事案について認定手続を再確認したところ、職員の届出は適正になされていたが、認定に誤りがあった。よって、「給与の訂正基準」に照らし、将来に向かって支給額を訂正した（平成24年10月分から支給停止済み）。</p> <p>2 同様の事案がないことの確認について ・本件事案の職員について、現住宅への転居前の住宅（平成21年8月から平成23年3月までの間住居手当を支給。）についても、住居手当の支給対象外であったことが判明した。 支給額については、適正な届出に基づく誤った認定であったため、「給与の訂正基準」に照らし、訂正・戻入は行わないこととした。 ・また、これら以外に同様の事案はないことを確認した。</p>

	<p>3 親族等が所有している住宅を借り受ける場合の認定時の十分な点検について</p> <p>指摘事項の内容とその原因及び今後の対応について、平成24年10月3日にグループ会議を開催し周知・徹底を行ったが、今後の事務の継承が不可欠であるため、以下の対策を講じ、事務の継承を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 担当者用事務マニュアルを平成25年度に改訂し、同様の事案に関する確認事項等を明記した。</li><li>② 平成25年度には申請時に必要な添付書類についての、また、平成28年4月には給与事務についての全職員向けのマニュアルを改訂し、同様の事案に関する説明を拡充した。</li><li>③ 毎年行う事後調査用の調査票を平成24年度に改訂し、職員が役員等の地位に就いていないことを確認する項目を追加の上、手当支給対象外の事案が生じていないことを継続確認している。</li></ul>
--	---

委員意見に対する措置

(指定管理制度の選考、業務遂行について)

監査対象機関名	大阪府福祉部（子ども室子育て支援課）	
監査実施年月日	委員 平成24年7月27日 事務局 平成24年6月11日から同年7月5日まで	
監査の結果		措置の状況
<p>1 大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）は、平成11年6月に開設し、開設以来、財団法人大阪府地域福祉推進財団（以下「法人」という。）が一貫して管理を行っているところである。</p> <p>平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者を公募しているものの、応募者数は低調であり、法人が引き続き指定管理者に指定されている現状にある。競争性が乏しく、創意工夫が働いていない懸念がある。</p> <p>指定管理者公募に当たっては、応募者数を増やし競争原理を働かせる取組が求められる。選定スケジュールの早期化、施設特性のPRの充実、収入インセンティブ面の検証などに努められたい。</p> <p>また、建設時、171億円もの巨額投資をした施設であり、多額の経費を費やして運営しているにもかかわらず、入館者が年間26万人程度にとどまっていることから、思い切って一定の予算を確保し、事業者にリニューアルを含めた事業の提案をさせるなど、ビッグバンの魅力を更に高め、来館者数を増やす取組を進めるべきである。</p> <p>さらに、開設から10年以上経過し、施設の経年劣化が進んでいる可能性があることから、法人と協議し、長期的視点に立った修繕計画の作成が急務である。</p>	<p>1 (1) 指定管理者の公募について 平成27年度に実施した指定管理者の公募においては、指定管理業務の円滑な引継ぎができるよう、9月議会後半で指定議決を得ることを前提にスケジュールの見直しを行った。それにより、公募時期を7月からとし、前回（10月）より約3か月早めることとなった。また、直近の指定管理業務の内容に応じて設定する参考価格（委託料上限額）については、平成26年度の消費増税に伴う支出増等を考慮して増額するなど、応募者数が増えるよう見直しを図った。</p> <p>(2) 修繕計画について 平成24年度に専門業者に委託し、各遊具の劣化状況の把握やメーカーへのヒアリング等により、今後の修繕時期や必要経費等について報告を得た。それらを基に大阪府と指定管理者との間で、コスト削減を図りながら、定期的・計画的に修繕を行っていくことを目的に協議し、「大阪府立大型児童館ビッグバン遊具修繕計画」を平成26年3月13日に策定した。</p>	
2 平成23年8月29日に男児2名が負傷する展示遊具（重さ56キ	2 安全対策について	

<p>ログラム)の落下事故が発生した。ビッグバン管理運営マニュアルにおいて展示遊具は年2回点検することとなっていたが、実際には年に1回しか点検しておらず、指定管理者にも点検回数について指示をしておらず、大阪府の安全性点検についてのモニタリングが不足していた。</p> <p>また、事故の報道資料提供が平成23年9月13日と事故発生から約2週間経過後だったこと、一斉点検中に事故について公表することなく土日に開館したことは問題である。公共施設としての重要性に鑑み再発防止に向けた安全性の確保が求められる。</p>	<p>措置報告済み</p>
---	---------------

(運営費負担金に係る交付要綱の制定について)

監査対象機関名	大阪府健康医療部（保健医療室）
監査実施年月日	委員 平成24年7月25日 事務局 平成24年6月14日から同年8月9日まで
監査の結果	措置の状況
<p>地方独立行政法人大阪府病院機構に対する運営費負担金（以下「負担金」という。）については、交付要綱を制定することなくこれまで支出されてきた。</p> <p>地方独立行政法人への負担金の交付に当たっては、交付要綱を定め、その目的や手続を明確にすべきである。他の都道府県においては、地方独立行政法人化された公立病院に対する負担金について交付要綱が制定されているところもあり、府における他の地方独立行政法人への運営費交付金についても、交付要綱が制定されている。また、現状では負担金の対象となる事業若しくは事業の一部を実施しなくなった場合など、負担金の返還を求める事態が生じた場合の返還手続が定められていないことから、早急に交付要綱を制定されたい。</p> <p>なお、府民への説明責任を果たすためにも、負担金繰出しの内訳項目である「高度医療」や「精神医療」等の各分野に対して、府としての行政目的を達成するためにどの程度の財源を投入し、どのように負担するのかという考え方を要綱に明示することが望ましい。要綱の制定に当たっては、このことについても留意されたい。</p> <p>さらに、新公会計制度上の財務諸表では、約122億円にのぼる負担金について、管理事業区分が一本で計上されているが、府における新公会計制度の趣旨に鑑み、事業マネジメントを可能にし、府民への正確な情報開示を行う観点からも、当該管理事業区分については、目的別あるいは病院別等に区分する必要があると考えられるため、その手法について検討されたい。</p>	<p>平成25年度交付分から適用する交付要綱を制定した。</p> <p>府民に正確な情報開示を行う観点から、平成26年度財務諸表の注記において、病院単位での決算額の内訳を記載した。</p>

<p>(新公会計制度に係る部分については、健康医療総務課に係る意見ともする。)</p>	
---	--